制度概要

壱岐市中小企業振興資金保証(略称:壱岐)		
目 的		壱岐市内の中小企業者の、経営の安定に必要な資金の融資を円滑化すること を目的とする。
保証の対象 (資格要件)		壱岐市内に主たる事業所を有し、原則として市内で同一事業を1年以上継続 して営み、市税を完納している中小企業者であって、壱岐市商工会会長の推 薦が得られる者。
対 象 資 金		事業資金(運転資金、設備資金)
保証条件	貸付限度額	700万円以内
	保証期間	7年以内
	返済方法	分割返済(ただし、必要に応じて一括返済を認める。)
	貸付形式	原則として、証書貸付
	担保	必要に応じて徴求する
	保証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年2.40%
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 年0.45%~1.9 0% ②セーフティネット保証1~4、6号の場合 年0.80% ③セーフティネット保証5、7~8号の場合 年0.75%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を 提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記 保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	壱岐市が以下の補助を行う。 ①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証の場合 基準料率の半分(年0.225%~0.95%) ②セーフティネット保証1~4、6号の場合 年0.50% ③セーフティネット保証5、7~8号の場合 年0.45%
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1~4、6号を利用する場合は対象外
取扱金融機関		壱岐市内の十八親和銀行の支店
申 込 時添付書類		①壱岐市中小企業振興資金借入に係る推薦書(写) ②市税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項 各号の規定に基づく市長の認定書 ④その他保証協会が必要とする書類
留意事項		①申込先 : 壱岐市商工会 ②令和4年10月1日以降の保証申込であってセーフティネット保証4号(新型 コロナウイルス感染症に係るものに限る)を利用した場合、半期に一度、業況 報告書の提出が必要。
実	施日	平成24年10月 1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正